

吸収合併に関する事後開示書類

(会社法第 801 条第 1 項及び会社法施行規則第 200 条に基づく書面)

2026 年 9 月 30 日

株式会社プレサンス

令和 8 年 9 月 30 日

各 位

大阪市中央区城見 1 丁目 2 番 27 号
クリスタルタワー 27 階
株式会社プレサンス
代表取締役 原田 昌紀

吸収合併に係る事後開示書面

当社（吸収合併存続会社）は、会社法第 801 条第 1 項及び同条第 3 項第 1 号並びに会社法施行規則第 200 条の定めに従い、下記のとおり、吸収合併により吸収合併存続会社が承継した吸収合併消滅会社である株式会社トライストの権利義務その他の吸収合併に関する事項として法務省令で定める事項を記載した書面を備え置くこととします。

記

1. 吸収合併が効力を生じた日
2026 年 9 月 30 日
2. 吸収合併消滅会社における会社法第 784 条の 2 の規定による請求に係る手続の経過
（会社法施行規則第 200 条第 2 号イ）
株式会社トライストは当社の完全子会社であったため、会社法第 784 条の 2 の規定による手続きについて、該当事項はありません。
3. 吸収合併消滅会社における会社法第 785 条及び第 787 条の規定並びに会社法第 789 条の規定による手続の経過（会社法施行規則第 200 条第 2 号ロ）
 - （1）反対株主の株式買取請求
株式会社トライストは当社の完全子会社であったため、会社法第 785 条の規定による手続きについて、該当事項はありません。
 - （2）新株予約権買取請求
株式会社トライストは新株予約権を発行しておりませんので、会社法第 787 条の規定による手続きについて、該当事項はありません。
 - （3）債権者の異議
株式会社トライストは会社法第 789 条第 2 項及び第 3 項の規定に基づき、2026 年 8 月 18 日付の官報へ合併公告を掲載するとともに、同日付で電子公告を行いました。異議申述期限までに、異議を述べた債権者はありませんでした。

4. 吸収合併存続会社における会社法第 796 条の 2 の規定による請求に係る手続の経過
(会社法施行規則第 200 条第 3 号イ)
本吸収合併において、当社に対し、会社法第 796 条の 2 の規定に基づく差止請求を行った株主はありませんでした。
5. 吸収合併存続会社における会社法第 797 条及び第 799 条の規定による手続の経過
(会社法施行規則第 200 条第 3 号ロ)
 - (1) 反対株主の株式買取請求
当社は、会社法第 797 条第 3 項及び第 4 項の規定に基づき、2026 年 8 月 18 日より電子公告を行いました、株式買取請求を行った株主はありませんでした。
 - (2) 債権者の異議
当社は会社法第 799 条第 2 項及び第 3 項の規定に基づき、2026 年 8 月 18 日付の官報へ合併公告を掲載するとともに、同日付で電子公告を行いました、異議申述期限までに、異議を述べた債権者はありませんでした。
6. 吸収合併により吸収合併存続会社が吸収合併消滅会社から承継した重要な権利義務に関する事項
(会社法施行規則第 200 条第 4 号)
当社は、本吸収合併の効力発生日をもって株式会社トライストの資産・負債及びその他の権利義務一切を承継いたしました。
7. 会社法第 782 条第 1 項の規定により吸収合併消滅会社が備え置いた書面又は電磁的記録に記載又は記録がされた事項 (会社法施行規則第 200 条第 5 号)
別紙のとおりです。
8. 会社法第 921 条の変更の登記をした日 (会社法施行規則第 200 条第 6 号)
2026 年 10 月 1 日 (予定)
9. 前各号に掲げるもののほか、本吸収合併に関する重要な事項
(会社法施行規則第 200 条第 6 号)
該当する事項はありません。

以上

吸収合併に関する事前開示書類

(会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 182 条に基づく書面)

令和 8 年 8 月 18 日

株式会社トライスト

令和8年8月18日

各位

大阪市中心区城見1丁目3番7号
松下IMPビル16階
株式会社トライスト
代表取締役 多治川 淳一

吸収合併に係る事前開示書面

当社は株式会社プレサンスとの間で令和8年7月31日付で締結した合併契約書に基づき、令和8年9月30日を効力発生日として、株式会社プレサンスを吸収合併存続会社、当社を吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下、「本吸収合併」という）を行うことといたしましたので、以下の通り事前開示をいたします。

記

1. 吸収合併契約の内容
別紙1のとおりです。

2. 合併対価の相当性に関する事項
本吸収合併は完全親子会社間の合併であるため、本吸収合併に際して株式その他の対価の交付は行いません。

3. 合併対価について参考となるべき事項
本吸収合併は完全親子会社間の合併であるため、本吸収合併に際して株式その他の対価の交付は行いません。

4. 新株予約権の定めに関する事項
該当事項はありません。

5. 計算書類等に関する事項
(1) 吸収合併存続会社の最終事業年度に係る計算書類等
吸収合併存続会社の最終事業年度に係る計算書類等については、別紙2のとおりです。
(2) 吸収合併消滅会社の最終事業年度に係る計算書類等
吸収合併消滅会社の最終事業年度に係る計算書類等については、別紙3のとおりです。

6. 債務の履行の見込に関する事項

本吸収合併の効力発生日までに生じる吸収合併存続会社及び吸収合併消滅会社の資産及び負債の額の変動を考慮しても、本吸収合併の効力発生日以降も吸収合併存続会社の資産の額は負債の額を十分に上回ることが見込まれております。よって、本吸収合併の効力発生日以後の吸収合併存続会社の債務について、履行の見込があるものと判断しております。

7. 備置開始後の変更に関する事項

事前開示開始日後に以上に掲げる事項に変更が生じたときは、変更後の当該事項をただちに開示いたします。

以上



合併契約書

株式会社プレサンス（以下「甲」という）と株式会社トライスト（以下「乙」という）は、合併に関し、次のとおり合併契約（以下「本合併契約」という）を締結する。

第1条（合併の方式）

1. 甲及び乙は合併して、甲は存続し、乙は解散するものとする。
2. 甲及び乙の商号及び住所は次のとおりである。

甲（吸収合併存続会社）

商号 株式会社プレサンス

住所 大阪市中央区城見一丁目2番27号 クリスタルタワー27階

乙（吸収合併消滅会社）

商号 株式会社トライスト

住所 大阪市中央区城見一丁目3番7号 松下IMPビル16階

第2条（効力発生日）

合併の効力発生日（以下、「効力発生日」という）は、令和8年9月30日とする。

ただし、合併手続の進行に応じ必要があるときは、甲乙協議の上、これを変更することができる。

第3条（株式等の割当て）

甲は、乙の全株式を所有しており、合併に際して株式の割当てその他一切の対価の交付を行わないものとする。

第4条（資本金及び準備金の額）

甲は、合併によりその資本金の額及び準備金の額を増加しないものとする。

第5条（合併承認総会）

甲は、会社法第796条第2項の規定により、本合併契約について株主総会の承認を得ずに合併を行う。

2. 乙は、会社法第784条第1項の規定により、本合併契約について株主総会の承認を得ずに合併を行う。

第6条（善管注意義務）

甲及び乙は、本契約締結の日から効力発生日に至るまで、善良なる管理者の注意義務をもって業務の執行及び財産の管理運営を行うものとし、その財産及び権利義務に重要な影響を及ぼす行為については、あらかじめ甲乙協議の上、これを行う。

第7条（合併条件の変更等）

本契約締結の日から効力発生日に至る間において、天災地変その他の事由により、甲及び乙の資産もしくは経営状態に重大な変動を生じたときは、甲乙協議の上、合併条件を変更し又は本契約を解除することができる。

第8条（規定外条項）

本契約に定めるもののほか、合併に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従い甲乙協議の上、これを決定する。

以上、本契約の成立を証するため、本書1通を作成し、甲乙記名押印の上、甲が原本を保有し、乙はその写しを保有する。

令和8年7月31日

甲：大阪市中央区城見一丁目2番27号 クリスタルタワー27階

株式会社プレサンス

代表取締役 原田 昌紀



乙：大阪市中央区城見一丁目3番7号 松下IMPビル16階

株式会社トライスト

代表取締役 多治川 淳一



貸 借 対 照 表

(株式会社プレサンス 令和 7 年 9 月 30 日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	266,171	流 動 負 債	24,566
現 金 及 び 預 金	77,039	電 子 記 録 債 務	4,096
売 掛 金	416	買 掛 金	1,140
販 売 用 不 動 産	13,708	1 年 内 返 済 予 定 の 長 期 借 入 金	10,506
仕 掛 販 売 用 不 動 産	168,915	未 払 金	1,695
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	11	未 払 費 用	60
前 払 費 用	2,045	未 払 法 人 税 等	2,540
そ の 他	4,073	未 払 消 費 税 等	196
貸 倒 引 当 金	△39	前 受 金	2,499
固 定 資 産	25,246	預 り 金	1,151
有 形 固 定 資 産	11,168	賞 与 引 当 金	110
建 物	112	そ の 他	569
車 両 運 搬 具	15	固 定 負 債	88,429
工 具、器 具 及 び 備 品	79	長 期 借 入 金	88,225
賃 貸 不 動 産	10,940	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	91
土 地	20	そ の 他	113
無 形 固 定 資 産	118	負 債 合 計	112,995
ソ フ ト ウ ェ ア	117	(純 資 産 の 部)	
電 話 加 入 権	0	株 主 資 本	178,421
投 資 そ の 他 の 資 産	13,959	資 本 金	7,886
投 資 有 価 証 券	6	資 本 剰 余 金	8,393
関 係 会 社 株 式	5,753	資 本 準 備 金	7,816
関 係 会 社 出 資 金	153	そ の 他 資 本 剰 余 金	577
関 係 会 社 長 期 貸 付 金	6,976	利 益 剰 余 金	162,141
従 業 員 に 対 す る 長 期 貸 付 金	4	そ の 他 利 益 剰 余 金	162,141
長 期 前 払 費 用	30	別 途 積 立 金	3,000
繰 延 税 金 資 産	575	繰 越 利 益 剰 余 金	159,141
そ の 他	490	評 価 ・ 換 算 差 額 等	0
貸 倒 引 当 金	△32	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	0
資 産 合 計	291,417	純 資 産 合 計	178,421
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	291,417

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表
(株式会社トライスト 令和7年9月30日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	699	流 動 負 債	170
現金及び預金	467	工事未払金	98
完成工事未収入金	110	未払金	4
未成工事支出金	108	未払費用	1
前払費用	1	未払法人税等	34
未収入金	15	未払消費税等	7
未成工事消費税	11	未成工事受入金	20
貸倒引当金	△ 15	賞与引当金	3
その他	0	その他	0
固 定 資 産	18	固 定 負 債	5
有形固定資産	4	長期未払金	1
建物附属設備	2	役員退職慰労引当金	4
車両運搬具	1	負債合計	175
器具及び備品	0	純 資 産 の 部	
無形固定資産	0	株 主 資 本	541
ソフトウェア	0	資 本 金	80
投資その他の資産	14	資 本 金	80
差入保証金	3	利 益 剰 余 金	461
繰延税金資産	11	繰越利益剰余金	461
その他	0	純資産合計	541
資 産 合 計	717	負債純資産合計	717

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。